

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

大分国民年金 事案 716

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月

私は、国民年金に漏れがないよう国民年金保険料をきちんと納付してきたと確信していた。

しかしながら、申立期間については未加入期間とされ、納付と記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は無い上、申立人は国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回適正に行っており、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和51年1月1日に国民年金の被保険者資格を再取得したとされているところ、申立人が所持する国民年金手帳の「被保険者となった日」欄には「昭和50年12月16日」と記録されていることが確認できることから、申立期間についても国民年金加入期間として把握され、当該期間に係る納付書が発行された上で、国民年金保険料が納付された可能性も否定できない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した当時、昭和47年4月までの期間の国民年金保険料をさかのぼって特例納付及び過年度納付したことが特殊台帳により確認できることから、再加入した当初の期間である申立期間の国民年金保険料についても、納付書が発行されていれば、納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間後の昭和52年2月及び3月分の国民年金保険料については、当初国民年金の未加入期間として把握されたことにより、同年7月に当該期間の保険料が還付処理されていたことが確

認できるところ、平成 22 年 9 月 3 日に当該期間は国民年金の強制加入被保険者期間であり当初の還付処理が誤りであったことが判明し、再度国民年金保険料の納付済み期間として申立人に係る年金記録の修正が行われており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 57 年 3 月まで

私は、20 歳のころは収入が無かったため、国民年金保険料は免除申請をしたと思う。その後も収入がほとんどなく A 県 B 市から C 県 D 市に転入した後も、国民年金保険料は免除申請したと思う。

申立期間が申請免除期間と記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 58 年 4 月 12 日を資格取得日として同年 4 月ごろに払い出されていることが推認できるところ、当該払出時点では、申立期間は既に免除申請できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「社会保険事務所（当時）から免除申請した保険料を納付しないかと催促があっていたので、申立期間は免除が認められていたのでないかと思う。」旨主張しているところ、申立人の上記手帳記号番号が払い出された直後の昭和 58 年 4 月から 62 年 10 月までの国民年金保険料は申請免除期間であることから、申立人が申立期間を当該申請免除期間と誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人が、申立期間について免除申請したことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人は申立期間の免除申請についての記憶が曖昧であり、申立期間の国民年金保険料を免除申請したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。